

イータスゲーエムペーハー（ドイツ法人）及びその関係会社（以下、総称して「イータス」といいます）の提供する製品にオープンソースソフトウェアを含む場合の見積条件及び販売条件への追加事項

- (1) イータスの提供するソフトウェア（以下、「イータス製品」といいます）には、オープンソースソフトウェア及びロイヤリティフリーライセンスである**第三者提供のソフトウェア**（以下、総称して「**OSS**」といいます）が含まれる場合があります。OSSが含まれる場合、イータスはイータス製品をお客様へ提供する時点で了知する**OSS権利関連情報**につき明示します。但し、OSS権利関連情報は製品の追加開発等の事情により更新されていくものです。イータス製品に含まれるすべてのOSSのリストは、当該イータス製品が開発段階にある場合はお客様の要求に応じて暫定版を提供するものとし、開発の完了後に最終版をお客様へ提供いたします。
- (2) イータス製品に含まれる**OSSは、当該OSSに係るOSSライセンス条件の制約を受けます**。OSSライセンス条件に従い、イータスは適用されるOSSライセンス条件をお客様に明示し、お客様は明示されたOSSライセンス条件を遵守しなければなりません。お客様が負う義務は、当該OSSを含むイータス製品をインストールし、お客様自身が使用する場合に限られず、イータス製品をイータスの契約条件のもとで、再頒布、再販売、または第三者へ譲渡する場合にも適用されることにご注意ください。とくに、適用されるOSSライセンス条件において、著作者またはライセンサーが第三者に対して直接的にOSSを使用許諾することが規定されている場合は、かかる規定に従うこととなります（原則として、イータス製品に含まれるOSSについては、イータスがお客様に対して直接的に使用許諾するものではありません）。イータス製品に含まれるOSSライセンス条件は、原則として、イータスがOSS提供者のインターネットアドレスを明示することによりお客様に提示されます。
- (3) お客様は、適用されるOSSライセンス条件の明示的または黙示的な改訂版を含め、**各OSSライセンス条件を遵守することに合意し、自ら責任を負う必要があります**。また、将来のイータス製品の更新版には、現時点で合意されたOSSライセンス条件のほか、**追加的なOSSライセンス条件や合意済みOSSライセンス条件の修正版**が含まれることに同意いただく必要があります。この場合には、イータスはイータス製品の更新版を提供するにあたり、お客様に対し、追加または修正されたOSSライセンス条件について連絡します。
- (4) お客様との取引において適用される法律またはOSSライセンス条件により許諾することが強制される場合を除き、お客様は、お客様に提供されたイータス製品の複製、リバースエンジニアリング、翻案または引用・抜粋することを許諾されていません。例外的に、イータス製品に含まれるOSSに適用されるライセンス条件において必要とされる場合のみ、リバースエンジニアリングは当該OSSについて、必要最小限の範囲で許容されるものとします。リバースエンジニアリングを許容する上記の例外規定は、イータス製品の他の部分については一切適用されないことにご注意ください。
- (5) イータス製品に含まれるOSSはイータス製品の販売価格には影響を与えず、ロイヤリティまたは金銭の支払いを必要としません。
- (6) 本追加事項において明示的に示された場合を除き、本追加事項は、**OSSライセンス条件から生じるお客様の義務を履行するために必要なサービスまたはサポートをイータスが提供することを約束するものではありません**。お客様がかかるサービスまたはサポートを必要とする場合、別途イータスがお客様に提供するサービスまたはサポートに関する諸条件に合意する必要があります。

（以上）